

令和6年9月27日

赤松小学校保護者 様

学校運営協議会長 古賀 和久

P T A 会 長 原田健二郎

校 長 近藤 慎也

車による児童の送迎 原則禁止のお願い

日頃から、本校教育にご理解とご協力いただきありがとうございます。

さて、先日は、児童の安全確保のため、登下校時の送迎についてのお願いをしたところですが、なかなか改善されません。現状として以下のような状況です。

- ・保護者の車を見つけた児童が車にかけより、バックした他の車と、危うく接触しそうになった。
- ・駐車場で徐行しない車も見受けられる。(教習場では、目の前に人や障害物が飛び出しても、直ちに車両を停車させられる速さが徐行運転とされています。)
- ・以前お示しした、駐車場内での一方通行の周回コースを守らない車がある。
- ・さらに雨天時は、送迎の車がひっきりなしに出入りし、登下校の児童の安全確保が難しくなる。

等、絶対に起こしてはならない、児童の大けがにつながる状況が数多く見られ、看過できない状況です。過去に、他県では、学校駐車場で、保護者の車が関わる児童の死亡事故も発生しております。

そこで、今一度確認です。

本校は、これまで通り、児童は、原則徒歩通学、車による送迎は、原則禁止です。

裏面へ

【児童の登下校に係る規則】

●児童は、原則徒歩通学、車による送迎は、原則禁止

●車で送迎できる場合は、

- ・児童がけがをしており歩くのが困難な場合
- ・体調不良の場合
- ・児童の状態により、一人での安全な登下校が困難な場合

等 車に乗らざるを得ない理由があるときです。

●車による送迎の規制時間 午前7時00分～午後4時30分（授業日）

●敷地周辺道路での駐車、乗降は、ご遠慮ください。

●赤松公民館等、周辺施設への駐車、乗降は、ご遠慮ください。

※上記規則につきましては、PTA 会長を含む学校運営協議会で協議、承認された内容です。

本校は、駐車場の駐車スペースが十分でなく、すぐに満杯状態となります。一番懸念することは、このままの状態では、児童の命に関わる大きな事故に発展する可能性が高いということです。児童の命を第一に考え、不要・不急の送迎については、ご遠慮いただきますようお願いいたします。

状況が、改善されない場合は、送迎の理由を申請していただきまして、「送迎許可書」を発行しての送迎といたします。

児童の安全確保のため、ご理解とご協力のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。